

空き家等の改修費用を補助します

対象工事費の**5分の4**以内 上限**50万円**

対象となる工事

「地域の活動拠点作り」を目的とする空き家等活用のための改修工事
(空き家等の機能の維持又は向上を図るために行う改修工事)

補助の対象者

調布市空き家等リノベーション促進事業として市の認定を受けた空き家等活用事業者

※調布市空き家等リノベーション促進事業

空き家等を活用した、多様な交流の場の創出、生活利便性の向上、コミュニティ活性化等、地域の活動拠点作りを通じたエリアリノベーションの推進を図る事業として市長が認めるもの

手順の流れ

事業認定前の手続き

①事前相談

—提出書類—
・事前相談票(第1号様式)



②書類申請

—提出書類—
・承認申請書(第2号様式)
・承諾書(第3号様式)



③事業認定

申請内容を審査し、市が認定



④補助金交付申請

—提出書類—
・補助金交付申請書(第5号様式)
※完了済みの工事は対象外



⑤補助金の請求

—提出書類—
・補助金交付請求書



⑥補助金受領

補助金の交付決定

事業認定後の手続き

【申請・お問い合わせ】

調布市都市整備部住宅課 空き家施策担当
住所 調布市小島町2-35-1 調布市役所7階
電話 042-481-7817(直通)